

「野菜価格安定事業における価格差補給金の交付対象数量算定方法」

この計算方法は、指定野菜価格安定対策事業（以下「指定野菜事業」という。）に係る事務取扱要領4の②及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（以下「特定野菜事業」という。）に係る事務取扱要領4の②に基づく価格差補給金の交付対象数量と価格差補給金の端数調整等について定める。

I. (定義)

(1) 旬別按分予約数量

対象出荷期間の総出荷数量が交付予約数量を上回る場合に交付予約数量を旬別の出荷数量で按分して得た数量

(2) 交付対象旬別按分予約数量

交付対象旬の出荷数量の合計が交付予約数量を上回る場合に交付予約数量を交付対象旬の出荷数量で按分して得た数量

(3) 第1配分基礎数量

交付対象旬の出荷数量若しくは旬別按分予約数量のいずれか小さい数量（要領3の①に定める「配分基礎数量」のこと）

(4) 第2配分基礎数量

交付対象旬の出荷数量若しくは交付対象旬別按分予約数量のいずれか小さい数量

(5) 第1一次配分数量

本会の交付対象数量が第1配分基礎数量の計を上回る場合、第1配分基礎数量を一次分として配分した数量

(6) 第2一次配分数量

本会の交付対象数量が第2配分基礎数量の計を上回る場合、第2配分基礎数量を一次分として配分した数量

(7) 第1二次配分数量

第1一次配分の残数量を再配分した数量

(8) 第2二次配分数量

第2一次配分の残数量を再配分した数量

(9) 本会の交付対象数量

指定野菜事業にあっては、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）通知のあった数量する。特定野菜事業にあっては、公益社団法人福島県青果物価格補償協会（以下「協会」という。）から通知のあった数量とする。

(10) 本会の交付金額

指定野菜事業にあっては、本会の交付対象数量に交付単価を乗じて得た額の対象出荷期間の合計額から千円未満の端数を差引いた額を交付申請額とし、交付対象旬別の交付金額は交付申請額に合わせて千円未満の端数を調整した額とする。機構から通知あった

交付金額と交付申請額の差額については、未加入JA分とし、交付申請額を退額とする。
特定野菜事業にあっては、協会から通知あった額とする。

II. (交付対象数量の算定上の制限事項)

- (1) いかなる場合も交付対象旬の出荷数量及び準備金造成額を限度とする。
- (2) 旬別按分予約数量及び交付対象旬別按分予約数量を算定過程での制限項目とする。

III. (計算方法)

- (1) 按分及び修正の計算方法は定数計算とする。
- (2) 定数及び交付単価の円未満の桁数は被乗算数の桁数十1桁とする。
- (3) 数量及び金額のKg及び円に満たない端数は、四捨五入とする。
- (4) 合計数が元数に合わない場合は、合計数を構成する数の大きい順に1づつ加減して合わせる。

IV. (交付対象数量の算定)

- (1) 出荷数量の計 = 本会の交付予約数量の場合 (特定野菜事業)
加入JA出荷数量 = < 機構の対象数量の場合 (指定野菜事業)
出荷数量を交付対象数量とする。・・ (その1の1)
- (2) 第1配分基礎数量の計 = 本会の交付対象数量の場合
第1配分基礎数量を交付対象数量とする。・・ (その1の2)
- (3) 第1配分基礎数量の計 > 本会の交付対象数量の場合
第1配分基礎数量の修正の計 = 本会の交付対象数量となるように、第1配分基礎数量を修正する。
第1配分基礎数量の修正数量を交付対象数量とする。・・ (その2)
- (4) 第2配分基礎数量の計 = 本会の交付対象数量の場合
第2配分基礎数量を交付対象数量とする。・・ (その3の1)
- (5) 第1配分基礎数量の計 < 本会の交付対象数量 < 第2配分基礎数量の計の場合
第1配分基礎数量を第1一次配分数量とし、一次配分の残数量を (第2配分基礎数量 - 第1配分基礎数量) の数量で按分して、第1二次配分数量とする。(第1一次配分数量 + 第1二次配分数量) を交付対象数量とする。・・ (その3の2)
- (6) 第2配分基礎数量の計 < 本会の交付対象数量 < 出荷数量の計の場合
第2配分基礎数量を第2一次配分数量として、一次配分の残数量を (出荷数量 - 第2配分基礎数量) の数量で按分して、第2二次配分数量とする。(第2一次配分数量 + 第2二次配分数量) を交付対象数量とする。・・ (その3の3)